

興行場法施行細則

昭和五十九年九月二十八日
規則第六十四号

改 昭和六一年 六月二〇日規則第四三号 平成一四年 三月一九日規則第二二号
正
平成二〇年 八月二九日規則第七八号 令和 二年一二月一五日規則第八九号
令和 五年一〇月一七日規則第五四号

興行場法施行細則をここに公布する。

興行場法施行細則

興行場法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第五十一号）の全部を改正する。

（許可の申請）

第一条 興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号。以下「法」という。）第二条第一項の規定により営業の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書に次に掲げる書類を添えて、当該興行場の所在地を管轄する保健所の長（以下「所轄保健所長」という。）に提出しなければならない。

- 一 建物の配置図、各階の平面図、観覧席の配置図及び便所等の位置を示す図面
- 二 興行場の周囲二百メートル以内の排水路及び住宅等の状況を示す見取図
- 三 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し

一部改正〔令和二年規則八九号・五年五四号〕

（許可書の交付）

第二条 所轄保健所長は、法第二条第一項の規定により営業の許可をしたときは、当該営業許可の申請者に対し、様式第二号による許可書を交付するものとする。

（譲渡による興行場営業を営む者の地位の承継の届出）

第三条 法第二条の二第二項の規定により譲渡による興行場営業を営む者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三号による届出書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長に提出しなければならない。

- 一 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 二 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し

追加〔令和五年規則五四号〕

（相続による興行場営業を営む者の地位の承継の届出）

第四条 法第二条の二第二項の規定により相続による興行場営業を営む者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第四号による届出書に次に掲げる書類を添えて、所轄保健所長に提出しなければならない。

- 一 戸籍謄本又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し
- 二 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により興行場営業を営む者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

追加〔昭和六一年規則四三号〕、一部改正〔令和二年規則八九号・五年五四号〕

（合併又は分割による興行場営業を営む者の地位の承継の届出）

第五条 法第二条の二第二項の規定により合併又は分割による興行場営業を営む者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第五号による届出書に合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該興行場営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写しを添えて、所轄保健所長に提出しなければならない。

追加〔昭和六一年規則四三号〕、一部改正〔平成一四年規則二二号・令和五年五四号〕

（変更等の届出）

第六条 興行場営業を営む者は、次の各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から十日以内に様式第六号による当該変更についての届出書を所轄保健所長に提出しなければならない。

- 一 住所

- 二 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 - 三 興行場の名称
 - 四 興行場の種別
 - 五 入場定員数
 - 六 興行場の構造設備
 - 七 衛生に関する業務に係る責任者又は責任者の住所若しくは氏名
 - 八 営業開始予定年月日
 - 九 仮設又は臨時の興行場の興行期間
- 2 興行場営業を営む者は、当該営業の全部又は一部を停止し、再開し、又は廃止したときは、その日から十日以内に様式第六号による当該停止等についての届出書を所轄保健所長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和六一年規則四三号・令和五年五四号〕

附 則

- 1 この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の興行場法施行細則の規定に基づき提出されている興行場営業許可申請書は、改正後の興行場法施行細則の相当規定に基づき提出された興行場営業許可申請書とみなす。

附 則（昭和六十一年六月二十日規則第四十三号）

この規則は、昭和六十一年六月二十四日から施行する。

附 則（平成十四年三月十九日規則第二十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 （前略）第七十五条（中略）の規定 平成二十一年四月一日

附 則（令和二年十二月十五日規則第八十九号）

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の興行場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年十月十七日規則第五十四号）

- 1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の興行場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号

（第1条関係）

全部改正〔令和2年規則89号〕、一部改正〔令和5年規則54号〕

様式第2号

（第2条関係）

様式第3号

（第3条関係）

追加〔令和5年規則54号〕

様式第4号

（第4条関係）

追加〔昭和61年規則43号〕、一部改正〔平成20年規則78号・令和2年89号・5年54号〕

様式第5号

（第5条関係）

追加〔昭和61年規則43号〕、一部改正〔平成14年規則22号・20年78号・令和2年89号・5年54号〕

様式第6号

(第6条関係)

一部改正〔昭和61年規則43号・平成20年78号・令和2年89号・5年54号〕